

成年被後見人の選挙権訴訟判決報告（海外発信用）

2013. 3. 14

1 裁判の概要

本件は、成年後見制度を利用して被後見人となったために選挙権を奪われたダウン症の女性が、被後見人の選挙権を制限する公職選挙法第11条第1項第1号は選挙権を侵害するものであり憲法違反であるから、原告の選挙権の存在を確認せよという確認訴訟を2011年2月1日、東京地方裁判所に起こしたものです。

2 我が国の成年後見制度の現状

日本では、成年後見制度を考えるべき対象者は約450万人といわれています。ところが年間の申立件数は約3万件、そのうち24000件が、生活のすべてに渡って単独の行動を制限される後見類型を裁判所が選択しています。

3 本日、東京地方裁判所は

被後見人の選挙権を制限している法律（公職選挙法11条1項1号）は、選挙権を侵害しているから無効だと判断しました。そして

「原告が、選挙において投票できる地位を確認する」と訴えたとおりの判決をしました。

判決は、

選挙権の制限が許されるのは「その者が選挙権を行使すると選挙の公正を確保できない場合に限られる」という基準を上げました。そして、

成年被後見にあたるものが選挙権を行使しても選挙の公正を害するというところまでは証明されていない。

逆に、被後見人でも選挙権を行使することのできる人は存在する。

そもそも、成年後見制度は、自己決定の尊重や残存能力の活用、ノーマライゼーションという理念と本人保護のために認められた制度であって、選挙権の剥奪はその制度趣旨に反するものである。

と判断しました。

海外の法制度も選挙権の欠格要件は厳密に考えるようになっていること、我が国が障害者権利条約に署名をしている現状に鑑みても、成年後見制度を借用することは認められない。

としました。

4 日本弁護士連合会は、本件について

2012年12月25日に「公職選挙法11条1項1号は憲法違反であるから削除せよ」との勧告を総理大臣・総務大臣・衆議院議長・参議院議長宛に、出しています。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/hr_case/data/2012/complaint_121225.pdf